

会 員 規 約

本規約は六甲アイランドCITY自治会（以下「自治会」といいます）が管理運営するRICドッグラン（住所：神戸市東灘区向洋町中3-1-2 芝生広場一部（以下「施設」といいます））の利用に関し、第5条に定める会員（以下「会員」といいます）による利用及びこれに関係する事項の一切に適用されるものとします。

（名称等）

第1条 このクラブは「RICドッグランクラブ」（以下「本会」といいます）と称します。施設の管理運営業務は本会の事務局が行います。

（目的）

第2条 本会は施設をご利用される皆様を会員として組織され、会員相互の愛犬を通じた親睦と良好な施設利用をしていただくことを目的とします。

（会員向けサービス）

第3条 施設の利用及び本会主催のイベントに参加できます。

（本規約の内容及びサービスの変更）

第4条 自治会は、本規約及び本会のサービスの内容を、会員の下承を得ることなく、随時変更することが出来、会員は予めこれを了承するものとします。

2. 本規約及び本会のサービスの内容の変更等に関する自治会からの通知は、自治会が別途定める場合を除き、自治会のホームページに表示した時点から、その効力を生じます。

（会員）

第5条 本規約における会員とは、自治会が別に定める所定の手続きにより本会への入会申し込みを行い、自治会が入会を承認したものをいいます。会員は、入会申し込みの時点で、本規約の内容、及び、施設の利用規約に合意しているものとみなされます。

（会費）

第6条 会員は所定の金額の年会費等を所定の方法で自治会に支払う。

2. 自治会は、理由の如何を問わず、受領した年会費等を会員に返却しません。

（会員証）

第7条 自治会が第5条の手続きにより入会を承認した場合、会員証を発行します。発行の際、本会が会員ごとに会員番号を設定します。会員が当該番号

を選択することはできません。

2. 会員証は、会員ご本人に限り利用可能とし、施設の利用等に際しては、会員証を必ず見えるように首から下げることとし、それが無ければ、施設を利用することが出来ないものとします。
3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに自治会宛に連絡するものとします。
4. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を、当該ご希望者にご負担していただくことにより、自治会は、会員証を発行いたします。

(退会)

第8条 会員は、随時、所定の手続きを行い、本会を退会することが出来ます。

退会と同時にその諸権利を失うものとする。

2. 退会をされる場合、自治会は、会員又はその相続人に対して年会費を返却しません。
3. 本会に対して非協力者、または著しくマナーに欠ける者、利用規約を遵守しない者、本会の名誉を傷つけるような行為をした者については退会を勧告し、退会していただきます。
4. 本会及び施設の利用に関し、会員が本規約に違反した場合は、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

(有効期間)

第9条 会員資格の有効期間は、会員証発行の月から1年間とします。

(会員に関する情報の取り扱い)

第10条 自治会は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス等の会員に関する情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

2. 自治会は会員の個人情報に関係法令に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとします。

(その他)

第11条 その他、本会の運営に関し必要な事項は、自治会が定めることとします。

附則

この規約は、2018年11月1日から施行します。